

新型コロナウイルス感染症 職場における対策のポイント①

厚生労働省より新型コロナウイルス感染症に関する各種情報が発表される中、労働安全衛生の分野においても法令解釈や指針等が示されています。働く者の安全・健康を確保する観点から、職場の対応状況をチェックしましょう！

新型コロナウイルスに関するQ&A（令和2年7月10日時点版）

✓ 健康診断の実施

- いわゆる“三つの密”を避け、十分な感染防止対策を講じて実施
- 2020年6月末までの間に延期したものは、できるだけ早期に、2020年10月末までに実施（やむを得ず実施が困難な場合は、可能な限り早期に実施できるよう計画）

✓ 安全委員会等の開催

- いわゆる“三つの密”を避け、法令に基づき毎月1回以上開催
- 事業場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応等についても議題に含める

厚生労働省HP ⇨ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ca_00007.html#Q6-2

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針

新型コロナウイルス感染への心理的ストレスを軽減するために、医師の指導を受け、**女性労働者が申し出た場合には**、「作業の制限、出勤の制限等（※1）」の措置を講じなければなりません。

✓ 「作業の制限」の具体的内容（例）

- 顧客や利用者等と対面で接触する機会が多い作業から、こうした機会が少ない事務作業などに転換する等

✓ 「出勤の制限」の具体的内容（例）

- 在宅勤務（※2）または休業の措置

（※1）「等」には**通勤緩和の措置**（時差通勤、勤務時間の短縮、交通手段や通勤経路の変更）が含まれます。

（※2）新たに在宅勤務が可能な作業を創設することまでを義務付けるものではありません。

基発0507第5号 ⇨ <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200508M0040.pdf>

<関連情報>

- ・厚労省HP「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」 ⇨ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html
- ・厚労省新型コロナウイルス感染症対策（こころのケア） ⇨ https://kokoro.mhlw.go.jp/etc/coronavirus_info/
- ・厚労省テレワーク総合ポータルサイト ⇨ <https://telework.mhlw.go.jp/>

次回（7月27日発行予定）は職場における感染予防対策についてご紹介します。